

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案 要綱

1 接近禁止命令等における禁止行為の追加

- (1) 接近禁止命令等における禁止行為として、被害者の承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下（１）及び（２）において同じ。）（（２）に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得することを追加する。（第十条第二項第十号関係）
- (2) 接近禁止命令等における禁止行為として、被害者の承諾を得ないで、その所持する物に位置特定用識別情報送信装置を取り付けること、位置特定用識別情報送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置特定用識別情報送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすることを追加する。（第十条第二項第十一号関係）

2 その他

その他規定の整備をする。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。（附則関係）